

令和 4 年 9 月 9 日

第 6 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月9日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報 告 第 5 号 令和3年度南知多町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第5 報 告 第 6 号 令和3年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第2号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 認定議案第3号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 認定議案第4号 令和3年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 認定議案第5号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 認定議案第6号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 認定議案第7号 令和3年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第13 議 案 第 41号 財産の購入について（スクールバス2台）
- 日程第14 議 案 第 42号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 案 第 43号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 案 第 44号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 案 第 45号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 案 第 46号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議 案 第 47号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議 案 第 48号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

- 日程第21 議案第49号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第50号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第51号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第25 請願第4号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める請願

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員 (なし)

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	中	川	昌	一									
総	務	部	長	高	田	順	平	総	務	課	長	坂	口	増	和						
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	税	務	課	長	内	田	純	慈		
企	画	財	政	課	長	滝	本	功	ま	ち	づ	く	り	推	進	室	長	山	本	剛	資
建	設	経	済	部	長	滝	本	恭	史	建	設	課	長	山	本	剛					
産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康	水	道	課	長	坂	本	有	二				

厚生部長	大岩幹治	住民福祉課長 兼保険年金室長	山下忠仁
健康介護課長	田中直之	健康子育て室長	相川和英
環境課長	富田和彦	教 育 長	高橋 篤
教育部長	鈴木淳二	学校教育課長	鈴木和芳
社会教育課長	森 崇史	学 校 給 食 センター所長	宮地利佳
会計管理者 兼会計課長	山本有里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美保

[ 開会 9時30分 ]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中、9月定例町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今朝も雨のスタート、台風の影響もあり、夜になると雷雨と降り続く雨、8月を振り返る中で梅雨の期間が変更されるなど不安定でありましたが、甲子園の夏は東北悲願の白河の関越えを成し遂げた須江監督の青春って、すごく密なんです。でも、そういうことは全部駄目だ、駄目だ。どこかで止まってしまいそうな苦しい中、諦めないでくれた全ての高校生の努力、全国の高校生に拍手をしてもらえたらと思いますのメッセージに涙。多くの人々に心に響く言葉を残し、大会の幕が閉じました。感動した一人です。

まだまだコロナ感染者はゼロにはなりません、コロナとの共生に向けた施策が始まろうとしており、その方向性を注視していきたいと思っております。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、令和3年度南知多町決算審査報告書並びに令和3年度決算審査意見書及び水道事業会計決算審査意見書を送付しております。また、例月出納検査結果報告の写しの提出がありましたので、その写しを送付しておりますので、御承知おきください。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、森宏子議員、2番、山本

優作議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

### ○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

### ○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては、大変御多用の中御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきまして報告をさせていただきますとともに、お願い申し上げます。

諸般報告から進めさせていただきます。

新型コロナウイルス感染は、7月中旬より第7波の影響で国内においても感染が拡大し、7月、8月だけで人口の約8%に当たる1,296の方が感染するなど大変厳しい状況となりました。感染した年代の状況を見ますと、子どもから高齢者まで全ての年代で感染者が出ており、特に家庭内感染が多く報告されています。町民の皆様におかれましては、引き続き基本的な感染予防を徹底して行っていただきますようお願いいたします。

新型コロナワクチンの4回目接種につきましては、60歳以上の方などを対象に6月末より接種を開始し、8月末現在で5,181人、対象者の73.1%の方が接種を終えております。なお、従来のワクチン接種については9月末に終了予定で、その後は新たに予定されるオミクロン対応ワクチンの接種に向け準備を進めているところでございます。新型

コロナの発症予防・重症化予防のため、ワクチンを接種いただきますようお願い申し上げます。

こうした発症予防、重症化予防対策と並行して、コロナ禍における経済的な負担の軽減を図るため、町では水道基本料金の減免、町内小・中学校、保育所における給食費の無償化、収入減少となった世帯などへの支援策として給付金事業を実施しています。

さらに、10月からは地域における消費の喚起及び小売業者等への支援策として、町内小売店、飲食店、旅館、民宿などで御利用いただける南知多町地域応援クーポンを町民の皆様に配付する予定でございます。

引き続き感染状況を注視しながら必要な対策を講じてまいりますので、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻せるよう御協力をお願い申し上げます。

次に、第7次南知多町総合計画第2回評価委員会の開催結果について報告させていただきます。

第7次南知多町総合計画評価委員会は、行政と町民による施策評価と意見交換の場として毎年度1回開催することとしており、今年度は8月2日に開催いたしました。

評価委員会においては総合計画に基づいて実施する施策の評価をいただくとともに、評価委員の皆様と職員によるグループワークを行いました。ふるさと納税事業のさらなる拡大や、ハザードマップに解説を入れて小学生にも分かりやすくする。地区の防災訓練に動画配信を活用するといった防災対策を望む声、情報発信の強化推進など、たくさんの御意見を頂戴いたしました。

総合計画の将来イメージである「絆・選ばれる理由があるまち」を実現するため、いただいた御意見は第2期アクションプランに反映し、町民満足度の向上、効果的かつ効率的な行財政運営に役立ててまいります。第2期アクションプランは、10月の公表に向け作業を進めているところでございます。

最後に、マイナンバーカードの取得状況について報告させていただきます。

本町におけるマイナンバーカードの交付率は、7月31日時点で37.7%、愛知県内54市町村中52番目の低い交付率となっております。マイナンバーカードはデジタル社会の基盤となるツールであり、健康保険証としての利用や公金受取口座の登録、新型コロナワクチンの接種証明書の取得など、その利活用シーンは拡大をしています。地方行政を含む社会全体のデジタル化が強く求められる中で、マイナンバーカードを広く普及していくことは大変重要であります。

国の普及促進施策として、9月末までの交付申請で最大2万円のマイナポイントが取得できるほか、町におきましても今後、休日申請窓口、両島での出張申請窓口を開設するなど申請支援を実施してまいります。マイナンバーカードをまだお持ちでない町民の皆様には、取得について積極的に御検討賜りますようお願いいたします。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、報告2件及び令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ18議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第5号の令和3年度南知多町一般会計予算継続費精算報告書につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、議会に報告をするものであります。

報告第6号の令和3年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に御報告するものであります。

認定議案第1号から認定議案第7号は、令和3年度南知多町の各会計の決算認定であります。一般会計及び特別会計を合わせました決算総額は、歳入は146億2,247万8,752円、歳出は140億3,044万8,122円、歳入歳出差引額は5億9,203万630円であります。

また、水道事業会計の収益的支出額は、税込みで6億7,574万7,360円、資本的支出額は、税込みで2億7,191万3,543円であります。内容につきましては、住民福祉の維持向上を目指し、各種施策を実施したものでございます。

議案第41号のスクールバス2台の購入につきましては、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第42号の南知多町観光施設条例の一部を改正する条例、議案第43号の南知多町使用料条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、老朽化の著しい内海観光センターの廃止に伴い、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第44号の南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業の取得要件の緩和等に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第45号の南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、最近における物価の変動等に鑑み、町の

議会の議員及び長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第46号は、令和4年度南知多町一般会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,185万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,590万5,000円とするものであります。

議案第47号は、令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,738万9,000円とするものであります。

議案第48号は、令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,091万8,000円とするものであります。

議案第49号は、令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億394万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,694万4,000円とするものであります。

議案第50号は、令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億546万1,000円とするものであります。

議案第51号は、令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予算を321万3,000円増額し、6億9,658万5,000円とするものであります。

以上で、諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第5号 令和3年度南知多町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、報告第5号 令和3年度南知多町一般会計予算継続費精算報告書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

データの4ページを御覧ください。

報告第5号 令和3年度南知多町一般会計予算継続費精算報告書につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして御報告申し上げます。

次のページの令和3年度南知多町継続費精算報告書を御覧ください。

表左側の全体計画の欄を御覧ください。

学校給食センター整備事業につきましては、令和2年3月議会定例会で継続費の補正措置を可決いただき、令和元年度から令和3年度までの継続事業として、継続費総額は10億6,268万6,000円でありました。その後、令和2年6月議会定例会で、継続費のうち令和元年度予算計上額5億3,160万1,000円を翌年以降に繰り越す旨、報告させていただきました。

次に、表の中央、実績の欄を御覧ください。

令和2年度の支出済額は3億4,683万4,097円、令和3年度の支出済額は7億358万6,984円、合計で10億5,042万1,081円となりました。

なお、全体計画の年割額及び実績の支出額の財源の内訳は記載のとおりでございます。

また、表右側の欄に全体計画と実績の比較が記載してありますので、後ほど御覧ください。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 報告第6号 令和3年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、報告第6号 令和3年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（高田順平君）

それでは、報告第6号 令和3年度南知多町健全化判断比率及び資金不足比率の報告を申し上げます。

データの6ページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

下段の表を御覧ください。

まず、健全化判断比率は自治体の財政悪化を未然に防ぐために規定されたもので、4つの指標のうち1つでも早期健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか財政健全化計画の策定が義務づけられております。

健全化判断比率の4つの指標は、南知多町の標準財政規模を基本とする額に対する比率がパーセントで表示されております。

健全化判断比率における実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計とも黒字決算となっておりますので、横棒のバーで表示しております。

次に、実質公債費比率は5.4%、将来負担比率は46.1%になりました。4つの指標とも早期健全化基準数値を超えておりません。

また、次の表にあります公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、経営健全化基準の数値を超えますと、外部監査のほか経営健全化計画の策定が義務づけられております。

資金不足比率は、事業規模に対する資金不足をパーセントで表示したものでございます。漁業集落排水事業特別会計及び水道事業会計とも資金不足はございませんでしたので、横棒のバーで表示させていただいております。こちらにつきましても、経営健全化基準数値を超えておりません。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

---

## 日程第6 認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

### ○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（石黒和彦君）

それでは、認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

令和3年度の歳入決算額は92億6,820万8,000円で、前年度に比較いたしまして17億1,162万円、15.6%の減額に、また歳出決算額は89億4,297万7,000円で、前年度に比較いたしまして17億1,032万7,000円、16.1%の減額となり、実質収支額は3億887万5,000円となりました。

令和2年度に特別定額給付金給付事業を実施したこともあり、令和3年度決算額は大幅な減額となりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策や経済対策につきましても、町民の皆様や町内事業者の御協力を得ながら効果的な施策を展開することができました。

また、令和3年度から新たにスタートした第7次南知多町総合計画の第ゼロ期アクションプランに基づき、将来イメージ「絆・選ばれる理由があるまち」の実現のための施策にスムーズに移行できるよう取り組みました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

また、議案質疑確認書は事前に送付していますので、同様の質疑をされないように御留意をしてください。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

## ○6番（内田 保君）

それでは、一般会計の質疑をさせていただきます。10点あります。よろしくお願いいたしますします。

1番、町民税、個人の現年課税の収入未済額が約360万円の対象者は何人で、回収の具体的な取組方針は何か。また、町民から納税できない具体的な理由を何か聞いているか。

2番、町民税、滞納繰越分の不納欠損、約91万円の対象者人数と、その主な理由は何か。また、滞納繰越分の収入未済額がまだ約1,681万円ある。その人数とその回収できない具体的な理由をつかんでいるか。

3番、特別交付税が1億6,266万円交付されています。南知多町からどのような特別交付税を県・国に要求したのか、額の大きいものから3項目示すこと。特に、海っ子バスの減収赤字分がきちっと請求されているか。

4番、滞納整理機構負担金の50万円を支払っている。令和3年度の滞納整理機構への移管件数は何件で、滞納金額は幾らだったのか。そのうち何件の滞納が解決され、何件が残っているか。機構に送る前の町独自の滞納者への相談援助をどのようにされてきたか。

5番、離島交通費助成事業補助金では、大人の16枚の利用状況実績は、令和3年度も含め、この間ずっと93から94%の利用が続いています。次の令和4年度の小・中学校の部分は削ってください。

大人への補助枚数を増やして利便性を向上させるべきではなかったか。

6番、水がれの懸念から、静岡県知事はリニアのトンネル工事をストップさせている。2013年、元JRの社長もリニアの採算は取れないと発言している。国も県も無駄な赤字を増やす事業である。現状を見て南知多町として、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会への負担金3,000円はやめるべきだったと考えるが、どうか。

7番、文書広報費の予算は約720万円であったが、決算は約610万円であった。不用額が約110万円である。内海・山海地区の自治会加入率は約75%である。自治会加入率が下がっている中、広報「みなみちた」は約4分の1の世帯には配付されていない。南知多町全体でも各自治会、自治区に加入していない方が多く見える。開かれた町政を推進

し、一人一人の町民に基礎情報を周知徹底させる立場から、他市町で実施しているように、自治会には入っていないが希望する世帯へは、不用額110万円等を利用して、広報「みなみちた」を郵送やシルバー等でできるだけ全世帯へ届ける工夫を考えるべきではなかったか。

8番、産業医の過労死助言の判断基準とする労働安全衛生法に基づく役場職員のタイムカード、ICカードなどの客観的な労働時間把握は正確にされているのか。

また、産業医が入った安全衛生委員会は毎月実施されたのか。産業医による面接指導の対象者は何人だったのか。特に鬱病等による現在の休職者は何人で、離職者や職場復帰者は何人か。

9番、選挙啓発ポスターの募集、周知、集約、作品選定は、学校・教職員の負担を軽減する配慮で実施されたか。

10番、カーブミラーの維持修繕で、カーブミラーが曇っていたり曲がっていたりして非常に見にくい場所が内海川のカーブにあります。点検されましたか。

以上、よろしくお願いたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

税務課長。

**○税務課長（内田純慈君）**

内田議員からの一般会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず、税務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号1番につきましては、町民税個人の現年課税分の収入未済額の対象者は73人分であります。回収の具体的な取組方針としては、納期ごとの督促状のほか、年2回催告書を発送して納付をお願いし、それでも納付されない場合は預貯金の差押えなどの滞納処分を行い、収入未済額の解消に努めております。

また、滞納の理由については、滞納者には個々の事情があると思いますが、具体的なものは把握しておりません。

次に、2番につきましては、町民税の滞納繰越分の不納欠損の対象者は21人で、その主な理由は、行方不明と生活困窮であります。

また、滞納繰越分の収入未済額は105人分で、滞納の理由については具体的なものは把握しておりません。

次に、4番につきましては、令和3年度は滞納整理機構に68件、約1,986万6,000円を移管しました。そのうち53件が解決され、15件の滞納額が残りました。

町税務課では、滞納整理機構で習得した徴収技術を生かして徴収業務を行っておりますので、基本的には滞納整理機構と同じ対応をしているものと考えております。徴収業務におきましては、地方税法等の法令の規定に基づき適切に対応し、収入未済額の解消に努めております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

続きまして、企画財政課所管分につきまして答弁させていただきます。

通告書番号3番につきましては、県からの照会により特別交付税に関する省令に基づき、特別交付税の算定の基礎数値を報告しております。本町が県に報告している基礎数値の中で算定額の大きい3項目につきましては、1つ、地方バス路線の運行維持に要する経費、2つ、不採算地区公的病院等の助成に要する経費、3つ目が地方創生の推進に要する経費であります。

なお、海っ子バスに係る経費のうち、町が負担しております経費を地方バス路線の運行維持に要する経費として基礎数値を報告しておるものでございます。

通告書番号6番につきましては、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会は、加盟の必要性があると判断をし、引き続き加盟を続けるものでございます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（山本剛資君）

続きまして、まちづくり推進室所管分について答弁させていただきます。

通告書番号5番につきましては、離島交通費助成事業補助金では、助成券大人16枚のうち14枚が県補助事業の対象になっており、そのうち2分の1が町費負担、また残り2枚につきましても町費負担で増枚しております。愛知県に補助枚数を増やすようお願いをしておりますが、難しい状況であります。

現状では、町財政が厳しい折、大人への補助枚数を増やすことは考えておりませんが、愛知県へ補助枚数を増やしていただけるようお願いは続けてまいります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

続きまして、総務課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号7番につきましては、現在、広報紙の配付は、区会の御協力をいただきまして区加入者の世帯へ各戸配付を行っております。区未加入者への対応といたしましては、公共施設、農協、漁協、金融機関、コンビニ、駅などに広報紙を設置しており、自由に手に取ることができる環境となっております。

また、インターネット上においてもホームページへの掲載やスマホアプリによる配信などを行い、区未加入者に限らず、誰でも、いつでも、どこでも広報を閲覧することが可能となっております。

事業者への配付委託につきましては以前より検討を行っておりますが、費用対効果などを考慮した結果、配付委託を実施しない方針でございます。

次に、8番につきましては、グループウェアのタイムカードによる労働時間及び時間外勤務命令の時間により、毎月の長時間労働の把握を行っております。衛生委員会につきましては、原則毎月開催しております。

令和3年度も産業医による面接指導は、長時間労働者やメンタル不全者などの18人に延べ36回実施しております。令和3年度産業医面談実施者のうち、令和3年度中の休職者は8人で、その後、4人が職場復帰しており、4人が離職しております。

次に、9番につきましては、学校・教職員の負担をできる限り軽減するため、ポスターの集約の際に使用する応募者名簿及び作品の裏に添付する個人票の様式を町選挙管理委員会事務局にて作成し、学校に紙及び電子データを送付しております。

また、優秀作品の選定につきましては、町選挙管理委員会で行っております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

最後に、防災危機管理室所管分について答弁させていただきます。

通告書番号10番につきましては、町内に537基ある本室所管のカーブミラーにつきましては、定期点検という形では点検を行っておりませんが、本室の職員や交通指導員が現場を通行する際に意識して確認するようにしております。

なお、従来より生活者である住民の方から損傷などの情報を提供していただいているところでもありますので、今後も情報提供について御協力をお願いしたいと考えています。

議員御指摘のカーブミラーにつきましては、現在、内海地内で破損などの情報はありませんので、御質問後に現場調査をしましたが確認できていません。現場を確認して必要な対応をしていきますので、情報をお知らせください。

強風による破損や鏡面の傷や劣化による曇り等で見えにくいなど、カーブミラーの損傷につきましては予算を確認した上で、緊急度や優先度をよく考えて順次修繕を行っていきます。

以上で答弁を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

ちょっと確認します。

1つ目は、今、特別交付税に関して、まちのバスについての交付金がかかっていると。このことについて、この前もちょっと確認したんですけど、約1億円という、そういう重い借金があるよと。大変だから海っ子バスを値上げするかもしれないという、そういう議論が今始まっております。この議論に、やはり特別交付税がちゃんと8,000万円かかっていると、1億円ならば0.8掛けですからこれ、8,000万円かかっているんです。かかっているということをきちっと明示して、住民と話し合いをするということでもよろしいですかという、これが1点。

それから2つ目、内海川のカーブのところですが、向きが非常に危ういというか、きちっとした向きになっていないために、大きなカーブで曲がってくるとき、また後で言いますが、そこら辺のところについて非常に危ないので、またよろしく願いいたします。

1点だけ、よろしく願いします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

まちづくり推進室長。

**○まちづくり推進室長（山本剛資君）**

先ほど議員のおっしゃるとおり、特別交付税のほうで運行経費は赤字部分の8割は交付税措置がされております。そういった中で、今現在、路線ルート変更と賃金の値上げのほうの住民説明会のほうを行っております。そちらのほうで実際に経費が膨らんでいることは事実なものですから、その経費に対してそういった措置はされているということとは住民の方に伝えていきたいと思っております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

榎戸議員。

榎戸議員に申し上げます。確認書が既に出しておりますので、その内容について1回目としますので、再質問という形でこの質問で終了となりますので、あらかじめ御承知おきください。

○11番（榎戸陵友君）

はい。お願いします。

議案質疑確認書4番、今年度も同様の支出が見込まれるのかということと、6番、高濃度PCB廃棄物は、どこにいつからあったものかということ、また、まだ残りがあるのかということ。

そして、17番、避難所用蓄電池20台はどこに配備されたのか。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

まず4番の経費、今年もこのような経費なのかということで、今年もこのような経費はかかってくるということでございます。

そして、6番につきましては、ちょっと今、資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

後ほどこの分は答弁で。

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

蓄電池の配備先をということで御質問でしたが、これもちょっと資料を持っていませ

るので、調べさせていただいて後ほどお答えさせていただきます。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第1号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第7 認定議案第2号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、認定議案第2号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、認定議案第2号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

令和3年度末の国民健康保険の加入者は5,710人で、その加入割合は町の人口の  
34.7%であります。令和3年度の医療費の動向といたしましては、1人当たりの費用額  
は34万304円で、前年度に比較いたしまして8,178円、2.5%増加いたしました。また、  
1件当たりの費用額は2万6,289円で、前年度に比較いたしまして106円、0.4%増加い  
たしました。

令和3年度の歳入決算額は27億6,597万7,000円で、前年度に比較いたしまして1,744  
万8,000円、0.6%の減額となりました。また、歳出決算額は26億3,503万6,000円で、前  
年度に比較いたしまして1億1,907万8,000円、4.3%の減額となり、歳入歳出差引額は  
1億3,094万1,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第2号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第8 認定議案第3号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、認定議案第3号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

それでは、認定議案第3号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

後期高齢者医療は、75歳以上の方と一定の障害があると認定されました65歳以上の方が加入し、後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営する制度であります。広域連合は、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを担当し、市町村は保険料の徴収、保険証の交付、各種申請書や届出の窓口受付を担当いたしております。

本町の令和3年度末の被保険者数は3,603人で、町の人口に占める割合は21.9%であ

ります。

歳入の主なものは、保険料 2 億 1,389 万円、歳出の主なものは、広域連合納付金 2 億 8,110 万 9,000 円であります。

令和 3 年度の歳入決算額は 2 億 8,705 万 2,000 円、歳出決算額は 2 億 8,443 万 2,000 円となりました。歳入歳出差引額は 262 万円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第 38 条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第 3 号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

---

**日程第 9 認定議案第 4 号 令和 3 年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第 9、認定議案第 4 号 令和 3 年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第 4 号 令和 3 年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

介護保険法に基づき、要介護者等に必要な保健・医療サービス及び福祉サービスに係

る給付を実施いたしました。

令和3年度末の第1号被保険者数は6,540人で、要介護・要支援者認定数は1,019人です。

また、令和4年3月利用分の居宅介護サービス受給者数は572人、地域密着型サービス受給者数は174人、施設介護サービス受給者数は202人となっており、その年間保険給付費は17億7,972万円となりました。

その結果、令和3年度の歳入決算額は20億8,014万6,000円で、前年度に比較いたしまして206万1,000円、0.1%の減額となりました。

また、歳出決算額は19億8,000万5,000円で、前年度に比較いたしまして935万7,000円、0.5%の減額となりました。歳入歳出差引額は1億14万1,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第10 認定議案第5号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、認定議案第5号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

認定議案第5号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、日間賀島地区漁業集落排水施設の管理運営などを経理する特別会計であります。

令和3年度は、浄化センター等の設備改良工事及び施設の維持管理に努めました。

その結果、令和3年度の歳入決算額は9,964万2,000円で、前年度に比較し365万6,000円、0.5%の増額となりました。

また、歳出決算額は9,598万6,000円で、前年度に比較し547万1,000円、6.0%の増額となりました。歳入歳出差引額は365万6,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、漁業集落排水特別会計の3点お聞きします。

1番、収入未済額が使用料で約87万円あります。今後の回収の見通しは、ほぼ回収できると考えていいのか。未済額になっている原因は何か。

2番、歳入全体で使用料及び手数料が令和3年2,984万2,000円、令和2年は3,021万4,000円で、昨年より37万円程度減っております。その原因は何か、戸数が減っていると考えているのか。

3番、公営企業会計への移行は法規定の全部を適用する全部適用か、財務会計に関する規定のみを適用する財務適用かのどちらか。その適用による、いわゆる財務適用によるそのメリットは何であると考えているか。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの漁業集落排水事業特別会計決算に関する御質問に対しまして答弁させていただきます。

通告書番号1につきまして答弁させていただきます。

現在、滞納者は納付誓約書に基づき納付しておりますので、回収できるものと考えています。未納額になっている原因につきましては、滞納者の諸事情によるものでございます。

次に、通告書番号2につきまして答弁させていただきます。

使用料収入が昨年度より37万円程度減っている理由につきましては、人口減少により給水戸数が11件減少したことであると考えています。

次に、通告書番号3につきまして答弁させていただきます。

本事業は、財務会計に関する規定のみを適用する財務適用により企業会計に移行します。

次に、公営企業移行によるメリットにつきましては、経営状況が明確となり、その分析を通じて将来の経営計画が策定されることや、適正な財務管理が可能となるため、老朽化対策などの適正な対応と資金調達の必要性が明確にできることなどであります。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第5号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

## 決算認定

### ○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、認定議案第6号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（石黒和彦君）

認定議案第6号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

本会計は、師崎港駐車場の管理運営などを経理する特別会計であります。

令和3年度は、円滑な駐車場の運営と施設の維持管理に努めました。

その結果、令和3年度の歳入決算額は1億2,145万円で、前年度に比較し1,522万円、14.3%の増額となりました。

また、歳出決算額は9,201万2,000円で、前年度に比較し76万1,000円、0.8%の増額となりました。歳入歳出差引額は2,943万8,000円となりました。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

### ○6番（内田 保君）

それでは、師崎港駐車場会計について、2点質問させていただきます。

1番、令和3年度の基金の積立金が1,681万9,000円となっております。駐車場基金が毎年増額しております。令和3年度までで4億5,741万9,000円となっております。運用は国内預金か外国預金か株投資か。また、今後のこの4億円の運用の方針をどのようなことを考えているか。これが1点目です。

2番、一般管理費の職員人件費負担金が700万円が計上されております。この駐車場

会計では、最初は幾らから始まり今の700万円になったのか。これは一般会計に入っております。今後、この額を変更していく、変更して750万円にしていくことも可能ではないか。変更は考えているのか、その2点、よろしくお願いします。

○議長（石垣菊蔵君）

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（山本有里君）

内田議員からの師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁させていただきます。

会計課所管事務部分について答弁をさせていただきます。

通告書番号1番につきましては、町指定金融機関での定期貯金です。令和3年度は4万4,893円の利子収入がありました。運用方針は、毎年度2月に副町長を委員長とする南知多町公金管理運用委員会で協議し、決定されます。資金需要と金融状況を考慮し、安全で確実かつ効率的に運用してまいります。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

続きまして、産業振興課所管分について答弁をさせていただきます。

通告書番号2番につきましては、駐車場会計は平成17年度より始まり、当初の職員人件費負担金は、職員の平均人件費700万円の0.5人分の350万円として支出しておりました。その後、実績に基づき事務量を精査しました結果、平成19年度より1.0人分として700万円としております。

なお、現在の駐車場経営においては事務量の増加がございませんので、増額の考えはございません。

また、駐車場を含めた師崎港観光センター周辺整備事業として、今後、官民連携によるPFI事業により行う場合は民間事業者が直接管理運営を行いますので、町への職員人件費負担金は不要となります。

以上で答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第6号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

なお、ウイルス感染症対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくをお願いをいたします。

[ 休憩 10時34分 ]

[ 再開 10時45分 ]

**○議長（石垣菊蔵君）**

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

ここで答弁の申出がありましたので、許可します。

総務課長。

**○総務課長（坂口増和君）**

先ほど榎戸議員の質疑確認書の中で質問がございました6番につきまして答弁をさせていただきます。

高濃度PCB廃棄物は、町内の公共施設から回収したものを平成28年度に荷姿登録をいたしまして、ドラム缶4本分を役場倉庫内で保管をしておりました。この高濃度PCB廃棄物につきましては、令和3年12月までに全て処分が完了しております。以上です。

**○議長（石垣菊蔵君）**

防災危機管理室長。

**○防災危機管理室長（石黒俊光君）**

総務課長に引き続きまして、質疑確認書17番の蓄電池の配備先ではありますが、20台の蓄電池について、まず師崎避難所へ14台、それから役場本庁へ2台、それから篠島防災センターへ1台、篠島開発総合センターへ1台、それから日間賀島防災センターへ1台、それから日間賀島公民館へ1台を配備しました。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、認定議案第7号 令和3年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

認定議案第7号 令和3年度南知多町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由の説明をいたします。

安全な水の安定供給を目指し、本年度も施設、設備の維持管理などに取り組み、管路の耐震化も図りました。

令和3年度末の給水戸数は8,188戸、給水人口は1万6,668人であります。また、年間総給水量は、前年度比1.0%減の297万3,000立方メートルとなっています。なお、年間総有収水量は255万7,000立方メートルで、年間総給水量に対する有収率は前年度より2.37ポイント下がり、86.01%となりました。

その結果、収益的収支の消費税及び地方消費税を除きました決算額は、収入6億6,751万円に対しまして、支出6億3,575万6,000円となり、差引き3,175万4,000円の純利益となりました。

次に、資本的収支の決算額であります。

収入1億2,587万8,000円に対しまして、支出は2億7,191万3,000円となり、その不足額1億4,603万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

また、減債積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金の令和3年度末残高は4億6,444万6,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただき、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき監査委員の意見を付し、議会の認定をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

まず、通告書に従い、内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、水道会計で3つ質問させていただきます。

1番、有収率が前年度より2.37ポイント下がっております。86.01%になった主な原因と理由は何であると考えておりますか。

2番、料金回収率が前年度より12.74ポイント増えています。88.34%になったことは評価できると思います。その原因となった主な取組理由はどんなものがあったのでしょうか。

3番、企業明細書のことですが、過去の大蔵省資金運用部や公営企業資金、金融公庫からの企業債の借入れをしております。約2%だとか1.8だとか、いろいろな利率がついているわけですが、利率の低い今の銀行や地方公共団体金融機構などこの借換えはできないのか。まだ10年ぐらい払わなきゃいけないものもざっと見てみますとありますし、すぐに直近で払えと、そういうような終わってしまうものもありましたけれど、特に長いものについては借換えができないのか、またしないのか、できないのかということをお聞かせください。

○議長（石垣菊蔵君）

水道課長。

○水道課長（坂本有二君）

内田議員からの南知多町水道事業会計決算に関する御質問に対しまして答弁させていただきます。

通告書番号1につきまして答弁させていただきます。

有収率が2.37ポイント下がった理由につきましては、佐久島海底送水管陸上部での漏水をはじめ34件の漏水が発生したことが原因であると考えています。今後は、配水池ごとに夜間最低流量を増加しているエリアを特定し、漏水調査に取り組んで有収率向上を目指していきます。

通告書番号2につきまして答弁させていただきます。

まず料金回収率とは、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを示しているものであり、未収水道料金における回収率ではありません。12.74ポイント増加した理由につきましては、経常費用の見直しにより維持管理費が減少したことによるものでございます。

通告書番号3につきまして答弁させていただきます。

繰上償還を行う場合、貸付けを行った団体が償還利息相当分に対し補償金を加算して繰上償還を行うこととなります。しかし、この補償金が借換え後の利息計算より高くなるため、借換えは考えておりません。

以上で、内田議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、認定議案第7号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

（議案第41号 追加資料 配付）

〔 休憩 10時53分 〕

〔 再開 10時54分 〕

○議長（石垣菊蔵君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

---

日程第13 議案第41号 財産の購入について（スクールバス2台）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第13、議案第41号 財産の購入について（スクールバス2台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

議案第41号 財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの233ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由は、スクールバス2台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2. 財産の概要は、スクールバス2台を南知多町役場学校教育課に令和5年3月17日までに納入するものでございます。

契約金額は1,593万3,280円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は144万8,480円でございます。

契約の相手方は、知多郡南知多町大字内海字内塩田15番地の1、株式会社森自動車整備工場でございます。

契約の方法としては、随意契約であります。

次のページを御覧ください。

随意契約の理由を申し上げます。

去る8月31日執行の指名競争入札会にて入札を行いましたが、入札金額の誤りを理由に落札者が契約を辞退いたしました。マイクロバスの納品には、現時点で発注後5か月程度の期間が必要であり、今後、改善される見込みのないことを当初予算時に見積り徴収いたしました業者にて確認をしております。

また、同等品となる他社製のマイクロバスが現在生産を停止していることから、今回購入を予定するマイクロバスに需要が集中し、年度内納品が不可能となるおそれがあるため、再度入札に付する時間的余裕がありませんでした。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないため、今回の入札会で指名した4者のうち、契約辞退した1者及び入札辞退した1者を除いた2者のいずれかと随意契約を締結するものであります。

なお、次のページには8月31日執行の入札結果、その次のページには9月5日執行の随意契約執行調書をつけてございます。

書式の構成上、入札結果は税抜き金額で、随意契約執行調書の見積額は税込み金額となっております。入札結果と随意契約見積額の対比が分かるよう追加資料を配付させていただきましたので、併せて後ほど御覧ください。

また、その次のページには、参考資料として物品の概要をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

## ○6番(内田 保君)

それでは、議案第41号のスクールバスの購入について、5点質問させていただきます。ゆっくり言いますのでお願いします。

この入札は、8月31日の入札が突然三菱ふそうが撤回したということで、それで9月に随意契約になったという、こういう経緯でございます。

まず、この議会に、いわゆるバスの契約がいいのかどうかということについて、それを知るためには予定価格というものが議会に対して周知されなければなりません。議会に対して口頭でもいいので周知していただきたい。これが1点です。

特に、契約規則の23条では予定価格をつくることになっております、当然。なので、もう既にこれは入札をする前ならともかく、入札をした後の結果の周知ですから、当然予定価格はこれぐらいであったと、そして落札価格はこれだけであったという形での提案がされるのは当たり前ではないでしょうか。

2点目。

8月31日の最初の競争入札ですね、指名の。これは一旦入札が成立しておきながら、三菱ふそうは、その入札金額806万円を一方的に撤回し、撤退しております。どのような理由、どのような説明がされたのか説明してください。

そして、入札の前に辞退するならともかく、南知多町に余分な事務上の損害を与えたものであります。一旦落札したことは契約の一部に入るという理解でよいのではないかと思います。三菱ふそうの行為を南知多町はこれを認めるのか、教えてください。

3点目。

この行為で入札審査会を行ったということをお聞きしております。三菱ふそうに対する処分はどのようなことにすることになったのか、お聞かせ願いたいと思います。とりわけこの内容について、どういうふうな方向性を持っているのかということについても、方向でもいいのでお知らせください。

4点目。

これは契約上のルールのことです。

8月31日の1回目の指名競争入札は、南知多町の契約規則の22条によれば、なるべく5人以上の指名をしなければならない、ねばならないとしています。しかし、4人しか指名しておりません。最初の指名競争入札のときに、なぜ5人ではなくて4人になったのか、説明してください。

それから最後です。

契約規則9条では、契約担当者は見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならないと、このように規定されております。いわゆる指名競争入札でも一般競争入札でも、それは同じように適用すると、その適用は契約規則の23条でうたっております。じゃあ、果たしてこの三菱ふそうに対して100分の5、予定価格に対してですね、だから予定価格が分からないと分からないんですよ。それに対して100分の5をいわゆる入札保証金として南知多町は取っておるのかと、そこを教えてください。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの内田議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

1つ目の御質問の予定価格が公表されていないが、適正な入札だったかどうかを判断するのに必要じゃないかということでございました。

この工事等の入札は、御存じのように予定価格は公表しておりますが、物品については事前も事後も公表しておりません。理由といたしましては、事後でありましても物品とかですと、今後同じ内容での入札があり得ますので、そういったことの参考になってしまいますので、そういう理由で事後でも予定価格は公表していないものでございます。

2つ目でございます。

8月31日に行いました入札によって、入札を三菱ふそうのほうから辞退の申出があつて、それを認めるのかということでございますが、ただいま本町では電子入札を実施しております。電子入札で応札のあったものを端末上で複数の職員が確認をしながら見ております。その場でそれが間違っておったかどうかというのは確認ができないものですから、一旦それはその場では、もう入札、予定価格の範囲内であれば、それでもう落札というようなことで判断をしてしまいます。

その後で今回業者のほうに連絡をしたら、それは間違いでしたということが判明をしたものですから、辞退届という形で出てきて、今回のこのようなことになったということでございます。

そして、3つ目の今回のこの件での審査会ということでもございましたが、毎月、月末に定例の入札を行っております。そのための定例の指名審査会を月の初め頃に行っているものでございまして、その中で入札案件を審査するのと併せまして、今回のこの件を議題として上げて審議を行いました。ただ、その場では結論まで至らなかったものですから、至らなかったといえますか、他市町の事例も参考にしたいというところで、そういう情報収集をして速やかに指名停止等の判断をしていきたいと思っております。

そして、4つ目ですが、4者でやって今回入札を行った理由はということでもございますが、先ほど議案の教育部長の説明の中にもございましたが、今回バスが他のメーカーのものが生産中止ということで、その車種が1車種しかなかったんですね。それで、そこは扱える業者が、やはり以前、ほかのバスのほうで扱える業者を今回外しましたので、そういったことで指名願が出ておる中で実績等もある業者が4者だったというところで4者で行いました。

最後の入札保証金でございますけれども、この入札保証金につきましては、議員も言われましたとおり指名競争入札、こちらのほうにつきましては入札保証金を見積金額の5%ということで取るような規定になっておりますが、今回指名競争入札ということで、今回それを徴収しておりません。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

指名競争入札でも契約規則23条を見てください。一般競争入札に関する規定の準用という形で、6条から9条に、そして18条までの規定は指名競争入札の場合に準用すると書いてありますよ。だから、指名競争入札においても、この入札違約金については取らなきゃいけないんですよ、基本的に。どのようにこれは入札保証金については書いてあるかという、第9条です。9条は、契約担当者は一般競争入札に参加させようとする者をして、その見積もる金額100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。これは義務なんですよ。それで、その23条は、この指名競争入札第2節のこの23条に

においては、6条及び9条から18条、9条というのはこの保証金の問題ですよ。ちゃんと書いてあります、これ。

だから、一般競争入札はもちろんそれをやるんですけど、指名競争入札でも入札保証金を取るんです。だから、それをやらないから今回の問題の事例が起きているんじゃないですか。保証金を取ればいいんですよ、こんなものは。

だから、そこら辺のところを、やっぱりどうなのかということをやっていないということは、これは瑕疵があると思わざるを得ません。お答えください。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ここで、暫時休憩いたします。再開は後ほど連絡しますので、職員、議員は事務室等で待機をお願いいたします。

〔 休憩 11時08分 〕

〔 再開 11時17分 〕

**○議長（石垣菊蔵君）**

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

執行部の答弁をお願いいたします。

企画財政課長。

**○企画財政課長（滝本 功君）**

それでは、先ほどの内田議員の御質問に対する答弁をさせていただきます。

今回のケースで入札保証金を取るべきではなかったかという御指摘でございます。町の契約規則の中に18条、入札保証金の納付の免除という規定がございます。こちらの2項に、一般競争入札に参加しようという者が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときという規定がございます。こういったことが2年に1回ずつ資格指名業者の資格申請の更新をしておりますが、その中でこういったことが確認できておりますので、こういった規定から、今回指名願が出ている業者については、ここが担保されているというところに入札保証金を免除しておるといふふうに考えておりますが、ただ、今回御指摘がございますので、今後はそういったところを十分にしっかり確認をしながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

今の答弁はあり得ないですよ。契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときですよ、これを免除するときは。今回806万円を入れて、それを逃げちゃったじゃないですか。とんでもないですよ、この業者は。だから、やはりそれはきちっとした入札保証金は少なくとも取れるような措置を南知多町としてやるべきであったという、そういうやっぱり判断がすべきだと考えますが、いかがですか。もう一度答弁してください。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの御指摘、今回の業者がそういったおそれがなかったわけではないじゃないかということですが、先ほど申しましたように、指名願の申請を2年ずつに更新しておるんですが、その中でこういったことも確認しております。

その中で、今回の逃げたといいますか、入札の金額を誤って応札をしてしまったというその業者のミスなんですけれども、そういったことで逃げたと申しますか、契約を辞退したということですが、私どものほうもそういったおそれがないかどうかというのは、そこまで分からないといいますか、指名業者として信頼できるということで指名をしておりますので、そこまでは分からないというか。今後につきましては、保証金の免除ができる業者かどうかというところは、もちろんもう一回しっかり確認をした上で事務を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

このバスの購入の件ですけれども、私は先日、議員懇談会の際にバス購入はしないと課長さんに言われました。それは日間賀、豊浜、大井の子どもたちが50人以上乗るバスが大型バスということで、それを購入しないんですかと聞いたところ委託契約でやる

ということだったんですけれども、このマイクロバスを購入するというのは聞いておりませんでした。もうちょっと今度から詳細に、そういったこともつけ加えて説明していただきたいと思います。

それで、今回このバスですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この随意契約理由書の中に地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき今回の入札云々とありますが、この規定というのはどういう規定なんでしょうか。大変重要な規定なんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

それでは、ただいまの榎戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地方自治法施行令167条の2第1項第5号の今回随意契約をした理由でございますが、もともと契約につきましては全て入札で行うというような地方自治法では規定がございます。その中で随意契約ができる場合というのがこの167条の2第1項に規定されておりまして、それが1号から9号までいろんな各ケースで事由が定められております。

そもそも今回の入札が落札者がいたりした時点でまた再入札をするというのが本来なんです。先ほど来からの教育部長の説明にもございましたが、今回納期が非常に年度内に来年度統廃合するための購入する必要なバスというところがございまして、納期が大変短く残りがもう少ないもんですから、一日でも早い契約をというような理由で、今回この第5号という、これが緊急の必要により競争入札に付することができないときというような、そういう場合に扱う事由となっております。それでこの第5号という事由で随意契約をしたということでございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございます。

それで、第1回目の入札のときに豊浜モーターズが1,617万7,359円ですよね。入札した時点でこの金額にはならないんですか。

○議長（石垣菊蔵君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

入札には、いわゆる次点というような考え方がそもそもなくて、1番目が辞退したからといって、そのまま2番目の価格の人に契約をとすることは、そのままの入札の中ではございません。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

※

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。

○議長（石垣菊蔵君）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

○企画財政課長（滝本 功君）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑ありませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木和芳君）

失礼します。

先ほど榎戸議員さんから御指摘のありました回答につきまして、説明が少し不足しておりまして大変申し訳ございません。

※ 取消し発言あり

もう一度繰り返し詳細を御説明しますと、来年度の中学校の統合に関するバスにつきましては、大型バス3台につきましては業者委託という形で行います。ただ、マイクロバスにつきましては2台購入の予定をしております。

こちらにつきましては、大型バスだけではやはり生徒が乗り切れないというところもありますし、また行く行程、場所につきましても、やはり大型では行けないコースについてはマイクロで行くということもございますので、申し訳ございません、説明が足りませんでした。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議ありますので、これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。討論の発言を許します。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第41号に対して反対討論を行います。

今、種々もろもろ確認いたしました。この確認の結果、何が分かったかということ、透明性がまずない。予定価格も口頭ですら私はこの議会の中で話してくださいと、このバスは1,700万円ぐらいですか、1,800万円ですかという、そのぐらいの周知をどうして議会に対してできないんでしょうか。もちろんバスの価格だとか様々な物品については消費税等で変わってきます。それぞれの時期において予定価格をしっかりと設定すれば、別にそれを秘密にすると、議員に対して秘密にするということは、町民に対して秘密にするということですよ、これ。だから、しっかりとした透明性がないような、このような議案については反対するものです。

2点目。

今明らかになったように、既に入札保証金をしっかりと取っていない一般競争入札になっていると。様々な形で疑念を生じるような入札の仕方があった、このようなバスの入札については、これはもちろん急いで決めなきゃいけないということは分かります。

しかし、透明性がある、そして規則に沿ったような入札行為、それに従ったバスの購入、これこそが本来やるべきことです。それがなされておられません。

ちなみに武豊町の今年のやったものを見てみましたが、これは公示入札ですけどね、ここは公示入札、もちろん南知多町も予定価格は出しておりますけど、ここは最低制限価格も出しているんですよ。透明性ありますよ。公示入札で予定価格と最低制限価格を出しています。南知多町は出しておられません。

だから、そこら辺のやはり入札に関する町民に対しての周知と、そして議会に対しての周知、議員に対しての周知、これは徹底してやっぱりちゃんとやっていただきたいと思います。そういう瑕疵があるこの議案に対しては、認めることはできません。反対であります。以上です。

**○議長（石垣菊蔵君）**

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議ありますので、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第42号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第14、議案第42号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長（滝本恭史君）**

それでは、議案第42号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

データの240ページ、紙では3ページでございます提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、老朽化の著しい内海観光センターの廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、南知多町観光施設条例第3条第1項及び別表第1から内海観光センターを削除するものでございます。

最後に、施行期日は公布の日からでございます。

なお、次のページには新旧対照表を添付してございますので御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第15 議案第43号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第15、議案第43号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長（滝本恭史君）**

それでは、議案第43号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理

由の説明を申し上げます。

データの244ページ、紙では3ページを御覧ください。こちらの提案理由の説明を御覧いただきます。

1. 改正の理由は、老朽化の著しい内海観光センターの廃止に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容は、使用料の対象施設から内海観光センターを削除するものでございます。

最後に、3の施行期日は、公布の日からでございます。

なお、次のページには新旧対照表を添付してございますので御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第16 議案第44号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第16、議案第44号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（高田順平君）**

それでは、議案第44号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの252ページを御覧ください。252ページになります。

1の改正の理由でございます。

人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則等が令和4年6月17日に公布されるとともに、育児休業に関連する国の運用通知が改正され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、育児休業の取得要件の緩和等に関し、必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和を行うもので、第2条関係であります。

(2)非常勤職員の子が1歳以降、育児休業の取得の柔軟化を行うもので、第2条、第2条の3及び第2条の4関係でございます。

(3)育児休業の取得回数制限の緩和を行うもので、第3条関係でございます。

3の施行期日は、令和4年10月1日でございます。

提案理由の次のページより新旧対照表をつけてございますので御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、議案第44号、育児休業に関する条例の一部改正について質問いたします。

この条例案は、男女の育児を進めるため、10月1日から産後パパ育休と言われるものに拡大するものです。4月1日からもう既に始まっておりますけど、制度をさらに充実させるものであって、基本的に賛成します。

以下、この条例の実施のために具体的な運用について質問いたします。

まずこの制度は、環境整備、個別の周知、意向の確認ということが重視されておしま

す。

お聞きします。

1つ目、育児休業産後パパ育休に関する研修の実施はどのような予定を考えているか。

2つ目、同相談窓口、誰にこれを相談したらいいかという、その窓口の設置はどこが担うのか。

3つ目、町役場として、これは制度の周知もしなさいという義務づけがされております。その制度の周知に関して、どのような方針で、どのようにして徹底していくのか。

4つ目、個別の周知と意向確認の義務づけがされておりますが、これはどこの部署が基本的に行うのでしょうか、そこをお答えください。

**○議長（石垣菊蔵君）**

総務課長。

**○総務課長（坂口増和君）**

まず1つ目の御質問でございます。研修についてでございますが、今年度、改正内容を含む育休制度について部課長向けの研修、そして育休対象となり得るであろう若手職員向けの研修を予定しておるところでございます。

2つ目でございますけれども、育休に係る相談窓口はというところでございます。窓口は総務課人事係となります。

3つ目が方針の徹底をどのように伝えるか。あと4つ目、個別の周知、意向確認についても、それをどこがやるかというところでございますけれども、先ほど答弁いたしました今年度予定しておる研修などにおきまして、町の育休のサポート体制の方針を職員にその場で伝えてまいります。個別の周知、意向確認につきましては、妊娠・出産の申出をされた方に対しまして個別に制度を分かりやすく周知するとともに、育休取得の意向につきまして、総務課におきまして確認してまいります。以上です。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第17 議案第45号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第17、議案第45号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（高田順平君）**

それでは、議案第45号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データのほうは260ページを御覧ください。

1の改正の理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、選挙運動の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに準じて、町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容は、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公費負担限度額の引上げで、(1)選挙運動用自動車の使用の公費負担のうち、一般運送契約以外の契約における自動車借入れ1日当たりの単価「1万5,800円」を「1万6,100円」に、燃料費1日当たりの単価「7,560円」を「7,700円」に改正を行うもので、第4条関係であります。

(2)選挙運動用ビラの作成の公費負担で、1枚当たりの単価「7円51銭」を「7円73銭」に改正するもので、第8条関係であります。

(3)選挙運動用ポスターの作成の公費負担で、ポスター作成費に係る経費のうち、印刷費1枚当たりの単価「525円6銭」を「541円31銭」に改正するもので、第11条関係であります。

3の施行期日は、公布の日からでございます。

提案理由の次のページから新旧対照表をつけてございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第18 議案第46号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第5号）**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第18、議案第46号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長（中川昌一君）**

それでは、議案第46号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、データ263ページ、紙では1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,185万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,590万5,000円とするものであります。

第2条は地方債の補正で、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明いたします。

少し飛びまして、データ271ページ、紙では16、17ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費は233万円の増額補正であります。これは、国の地域活性化起業人制度を活用し、民間企業が持つノウハウや知見による町の情報発信を見直し改善を図るため、民間企業などの社員を一定期間受け入れるための負担金であります。

次に、3目財政管理費は509万8,000円の増額補正であります。これは、ふるさと納税の寄附額向上を目的として、ふるさと納税募集サイトを追加することに伴い、業務委託で行っている返礼事務の一部を直営で行うこととなるため、ふるさと納税の返礼に係る経費及び会計年度任用職員を新たに雇用するための経費を計上するものであります。

次に、5目財産管理費は290万4,000円の増額補正、並びに次の10目交通安全対策費は54万7,000円の増額補正であります。これは、燃料費高騰による電気料金などの値上げに伴い燃料費や光熱水費の不足が見込まれるため、庁舎等維持管理費の燃料費及び光熱水費並びに交通安全施設維持管理費の光熱水費をそれぞれ増額するものであります。

次に、13目防犯対策費は746万5,000円の増額補正であります。そのうち防犯対策費は3万1,000円の増額補正で、これは燃料費高騰による電気料金などの値上げに伴い、防犯カメラに係る光熱水費を増額するものであります。

空家等対策事業費は743万4,000円の増額補正で、これは国の住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に採択されたため、インスタントハウスの技術を応用した耐震改修による空き家の利活用促進実証事業を行うための経費でございます。

次に、データ272ページ、紙では18、19ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は456万8,000円の増額補正であります。このうち12節委託料は235万6,000円並びに13節使用料及び賃借料は60万6,000円の増額補正で、マイナンバーカードの交付率向上を目的に各地区へ出張申請受付を行うために増額するものであります。

22節償還金、利子及び割引料は160万6,000円の増額補正で、令和3年度中長期在留者居住地届出等事務委託費交付額の確定に伴い、返還金を計上するものであります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、9目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付

金給付事業費は373万3,000円の増額補正であります。これは、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費の額の確定に伴い、返還金を計上するものであります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は456万5,000円の増額補正であります。これは、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の額の確定に伴い、返還金を計上するものであります。

次に、2目児童運営費は350万7,000円の増額補正であります。このうち保育所一般管理費の3節職員手当等は121万9,000円の増額補正で、これは令和3年度末に急遽退職する職員がいたため会計年度任用職員の勤務日数や時間などを延長して対応していたことから、当初予定しておりました期末手当の不足が見込まれるため増額するものであります。

10節需用費は214万7,000円の増額補正で、燃料費高騰による電気料金などの値上げに伴い増額するものであります。

18節負担金、補助及び交付金は11万3,000円の増額補正で、これは愛知県が私立保育園に対して給食費軽減対策支援金を交付することに伴い、民間保育所運営費補助金を増額するものであります。

19節扶助費は1万8,000円の増額補正で、町外の幼稚園に通う園児を持つ世帯が町内に在住していた期間があったため、施設等利用給付費が必要となり、増額するものであります。

次に、データ273ページ、紙では20、21ページを御覧ください。

表の右上、子育て支援センター・どんぐり園事業費は1万円の増額補正で、これは燃料費高騰に伴い、子育て支援センター・どんぐり園のガス代を増額するものであります。

次に、4款衛生費、2項清掃費、1目じん荼処理費は36万3,000円の増額補正、並びに2目し尿処理費は7万1,000円の増額補正であります。これは、燃料費高騰による電気料金などの値上げに伴い、篠島、日間賀島の環境衛生センターやし尿貯留施設の光熱水費を増額するものであります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費は780万円の増額補正であります。これは、ウクライナ情勢などの影響に伴う畜産飼料価格の高騰により経営に著しい影響を受けている畜産農家に対し、安定的な畜産経営が維持できるよう緊急的に支援を行うため、飼料価格高騰緊急対策事業費補助金を計上するものであります。

次に、3項水産業費、2目水産業振興費は88万1,000円の増額補正であります。これは町内の漁業協同組合が行う施設整備等に対する補助金の補正で、漁業協同組合が所有する施設、備品等の故障、老朽化により、急遽フォークリフト、高圧洗浄機などの取替えを行う必要が生じたため増額するものであります。

次に、データ274ページ、紙では22、23ページを御覧ください。

7款1項商工費、4目観光振興費から、次のページ、紙では24、25ページの表の中段、10款教育費、1項教育総務費、4目教職員住宅費までの増額補正は、燃料費高騰による電気料金などの値上げに伴い、各施設に係る光熱水費の不足が見込まれるため、それぞれ増額するものであります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費は1,333万4,000円の増額補正であります。このうち10節需用費は503万6,000円の増額補正で、燃料費高騰による電気料金などの値上げに伴い、光熱水費を増額するものであります。

12節委託料は27万9,000円の増額補正、並びに14節工事請負費は801万9,000円の増額補正で、これは日間賀小学校において肢体不自由児童のスムーズな移動、施設のバリアフリー化を進めるため、体育館スロープ設置工事を行うものでございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費は1,253万5,000円の増額補正であります。

次のページ、データ276ページ、紙では26、27ページを御覧ください。

10節需用費は497万9,000円の増額補正で、燃料費高騰による電気料金などの値上げに伴い、光熱水費を増額するものであります。

中学校再編事業費は755万6,000円の増額補正で、これは中学校再編に必要な経費を増額するものであります。主な経費といたしましては、12節委託料は、校務支援システムや教育用サーバーなどのシステムを内海中学校に移設するための経費、14節工事請負費は、内海中学校の改修を進めている中で、部分的に壁紙や床の張り替えなどを必要とする箇所が新たに発生したため、工事請負費を増額するものであります。

また、17節備品購入費は、肢体不自由生徒の車椅子での通学に対応するための福祉車両購入費を計上するものであります。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費は21万2,000円の増額補正であります。これは、成人年齢引下げに伴い、本年度から実施する二十歳の集いに必要な看板、垂れ幕を購入するため増加するものであります。

次に、2目公民館費は359万7,000円の増額補正であります。これは、燃料費高騰によ

る電気料金などの値上げに伴う光熱水費の増額並びに日間賀島公民館3階集会室のエアコンを取り替えるため修繕料を増額するものであります。

次に、5項保健体育費、3目体育施設費から、次のページ、紙では28、29ページの4目給食施設費までの増額補正は、燃料費高騰による電気料金などの値上げに伴い、各施設に係る光熱水費などの不足が見込まれるため、それぞれ増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

少し戻りまして、データ269ページ、紙では12、13ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1,039万3,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しましたマイナンバーカードの交付率向上のための出張申請受付を行うことに対する補助金、並びに空き家の利活用促進実証事業を行うことに対する補助金でございます。

次に、5目教育費国庫補助金は277万7,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました日間賀小学校体育館スロープ設置工事に対する補助金でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は13万円の増額補正であります。これは、私立保育園に対する給食費軽減対策支援金であります。

次に、4目農林水産業費県補助金は81万6,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました各漁業協同組合が行うフォークリフト購入などの施設整備に対する補助金であります。

次に、17款1項寄附金、1目一般寄附金は1,000万円の増額補正であります。これは、ふるさと納税の寄附額向上を目的として、ふるさと納税募集サイトを追加することに伴い、寄附額の増加を見込み増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金438万9,000円、次のページ、紙では14、15ページになります。2目後期高齢者医療特別会計繰入金186万2,000円、3目介護保険特別会計繰入金2,454万3,000円及び、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金76万7,000円は、それぞれの特別会計の令和3年度決算における精算に伴う一般会計への繰入金でございます。

次に、19款1項1目繰越金は1,804万9,000円の増額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整でございます。

その下、20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は3万3,000円の増額補正でありま

す。これは、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う国・県の追加交付金でございます。

次に、21款1項町債、6目教育債は810万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました中学校再編に伴う内海中学校改修工事及び日間賀小学校体育館スロープ整備の財源として借入れを行うため、限度額をそれぞれ増額するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、少し飛びまして、データ278ページ、紙では30ページからの補正予算給与費明細書でございます。

それでは、データ279ページを御覧ください。紙では32ページでございます。

上段の表、イ、会計年度任用職員の比較の欄を御覧ください。

職員数の括弧書き1名分は、ふるさと納税事務のための会計年度任用職員の雇用を見込み、報酬82万6,000円及び職員手当138万5,000円のうち16万6,000円を増額するものであります。

また、職員手当の138万5,000円のうち121万9,000円は、保育所の会計年度任用職員の勤務日数や時間などを延長して対応していることに伴う期末手当の増額を見込んだものであります。

次に、大きく戻りまして、データ265ページの右の表、紙では5ページを御覧ください。

第2表、地方債補正の表でございます。

上段は地方債の追加で、歳入の21款町債にて御説明させていただきました日間賀小学校体育館スロープ整備事業に対する地方債を追加するもので、下段は中学校再編に伴う内海中学校整備事業に対する地方債の限度額を変更するものであります。

一般会計の地方債残高は、大きく飛びまして、データは280ページ、紙では34ページにありますので御覧ください。

地方債の現在高見込みに関する調書であります。

表の一番下段の右側になりますが、令和4年度末現在高見込額は70億7,734万3,000円であります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

ここで皆さんにお知らせいたします。

ただいま午後0時2分です。議事の都合により延長します。よろしく願いをいたします。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

**○6番(内田 保君)**

2つばかりちょっと質問させてください。

1つは271ページですね、広報広聴事業で、議員説明会でも説明がありましたけど、確認します。

地域活性化起業人制度の負担金が233万円計上されております。今後、令和7年の10月までの契約というふうなことになっていきますけれど、確実に国から交付されるんですねということ。

それから、10月に調整協定締結ということが書かれておりますけど、年間560万円です。これは、ボーナスの入った昇給なしの3年契約で国の交付税措置での範囲なのか、それとも、企業そのものがその方に対してもっと追加金額を出すと、そのために南知多町も出せよと、こういうふうな契約になるのではないかということをおそれているんですが、それはしないのか、完全に560万円だけで南知多町は国からの支出金で出せばよいという、そういう考え方なのかということ、これをお聞きしたいと思います。

それからもう一点、空き家モデルについても、これも確認します。

国のモデル事業で既にお金が出るということは、この前も説明がありました。これで、実証実験をする空き家については選定は誰が、役場か名工大か企業か、幾つその空き家は選定するのか、これを教えてください。特に、その空き家に対しての後の恐らく名工大の学生がそこに入って実験をするようなことがありますので、どのような具体的な措置なのかということをお聞かせください。以上です。

**○議長(石垣菊蔵君)**

総務課長。

**○総務課長(坂口増和君)**

ただいまの質問でございますけれども、地域活性化起業人のところでございますけれ

ども、こちらの地域活性化起業人制度ですが、受入れを行った自治体の支出した経費について、国は特別交付税措置、最大3年間措置されるということになっております。

あと、受け入れる南知多町の支出でございますけれども、一応この交付税の1人年間560万、この範囲内で企業が決まりますと締結をさせていただきますので、締結金額を支払うものです。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

まちづくり推進室長。

○まちづくり推進室長（山本剛資君）

議員の質問にお答えさせていただきます。

対象となる空き家の選定ですが、南知多町で行う予定をしております。やはり建物規模とかあまり大きなものとかは実証実験に適さないものですから、ある程度の規模ということで50平米程度のものというところで、現在住民の方から相談がある物件があるものから、そちらのほうを選定して1棟を予定しております。以上です。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により各委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号の件については各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第19 議案第47号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第19、議案第47号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第47号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの281ページ、紙では1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,738万9,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明いたします。

少し飛びまして、284ページ、紙では6ページ、7ページを御覧ください。

中段の3. 歳出であります。

8款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は438万9,000円の増額補正であります。これは、令和3年度の国民健康保険特別会計決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の出産育児一時金及び事務費負担対象分を一般会計へ返還するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入であります。

5款1項繰越金、1目その他繰越金は438万9,000円の増額補正であります。これは前年度の繰越金で、歳出補正予算の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 議案第48号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第20、議案第48号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、議案第48号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの285ページ、紙では1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,091万8,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず歳出から説明いたします。

少し飛びまして、288ページ、紙では6ページ、7ページを御覧ください。

中段の3. 歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は75万7,000円の増額補正であります。これは、令和3年度に賦課した保険料について、令和4年4月1日から5月31日までに収納した後期高齢者医療保険料を広域連合に納付するものであります。

次に、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は186万2,000円の増額補正であります。これは、令和3年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、受入れ超過となった一般会計繰入金の事務費繰入金を一般会計へ返還するものであります。

次に、その下の4款1項1目予備費は1,000円の減額補正であります。これは、歳出予算の調整のため減額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

同じページの上段を御覧ください。

2. 歳入であります。

3款1項1目繰越金は261万8,000円の増額補正であります。これは前年度の繰越金で、先ほど歳出で説明しました後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の財源とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第21 議案第49号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第21、議案第49号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

**○厚生部長（大岩幹治君）**

それでは、議案第49号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

データの289ページ、紙では1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億394万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,694万4,000円とする

ものであります。

補正をお願いする内容につきましては、歳出から説明申し上げます。

少し飛びまして、データの293ページ、紙では8ページ、9ページを御覧ください。

### 3. 歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は30万4,000円の減額補正であります。これは、介護保険システム運用支援委託料の一部を次の段の3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、2 目任意事業費に組み替えるものであります。

2 段目は、先ほどの介護保険システム運用支援委託料のうち、介護保険給付適正化システム運用支援に係る委託料の組替えによる30万4,000円の増額補正であります。

次の5 款1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金は4,050万5,000円の増加補正であります。これは、令和3 年度介護保険特別会計決算剰余金から介護給付費などの精算に伴う返還金などを差し引いた金額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次の6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金は3,889万6,000円の増額補正であります。これは、令和3 年度介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などが確定し、国・県支出金等を精算したことによる償還金であります。

次の2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は2,454万3,000円の増額補正であります。これは、令和3 年度介護保険特別会計決算に伴い、保険給付費などの精算による返還分として一般会計に繰り出すものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

1 ページ戻っていただきまして、データの292ページ、紙では6 ページ、7 ページを御覧ください。

### 2. 歳入。

3 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金は380万3,000円の増額補正であります。これは、令和3 年度の保険給付費の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金から介護給付費交付金の追加交付であります。

次の7 款1 項1 目繰越金は、令和3 年度介護保険特別会計の決算剰余金1 億14万1,000円を計上したものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により文教厚生委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第49号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第22 議案第50号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)**

**○議長(石垣菊蔵君)**

日程第22、議案第50号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長(滝本恭史君)**

それでは、議案第50号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの295ページをお開きください。紙では1ページでございます。こちらを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億546万1,000円とするものでございます。

次に、補正をお願いする内容でございます。

まず歳出より説明させていただきます。

データの298ページを御覧ください。紙では6ページ、7ページをお開きください。

3段目の3. 歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、27節繰出金は76万7,000円の増額補正をするものでございます。令和3年度決算により一般会計繰出額

を精算するものでございます。

次に、2款施設管理費、1項施設管理費、1目施設管理費、10節需用費は552万9,000円の増額補正でございます。これは、電気料金高騰に伴い、光熱水費を増額するものでございます。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

上段の2. 歳入を御覧ください。

5款繰入金、1項繰入金、2目基金繰入金、1節基金繰入金は264万1,000円の増額補正でございます。これは、集落排水事業基金を繰り入れるものでございます。

次に、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は365万5,000円の増額補正でございます。これは、令和3年度決算による繰越金でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第23 議案第51号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第23、議案第51号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

**○建設経済部長（滝本恭史君）**

それでは、議案第51号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの299ページ、紙では1ページを御覧ください。

収益的支出、第2条で、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正するとし、第1款水道事業費用を321万3,000円増額し、その総額を6億9,658万5,000円とするものでございます。

次に、補正をお願いする内容を御説明申し上げます。

データの305ページ、紙では12ページ、13ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書でございます。

こちらの表を御覧ください。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目配水及び給水費、18節動力費は321万3,000円の増額補正でございます。これは、電気料の高騰に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、会議規則第38条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第24 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（石垣菊蔵君）

日程第24、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の

堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第3号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

---

**日程第25 請願第4号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める請願**

○議長（石垣菊蔵君）

日程第25、請願第4号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める請願の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願第4号につきましては、お手元の請願文書表のとおりであります。

本件については、会議規則第91条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

※

\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_  
\_\_\_\_、\_\_\_\_。  
\_\_\_\_、\_\_\_\_。

○議長（石垣菊蔵君）

はい。

---

○議長（石垣菊蔵君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。皆様、どうも御苦勞さまでした。

〔 散会 12時26分 〕

※ 取消し発言あり